

川崎市麻生区社会福祉協議会

令和7年度 ボランティア等活動助成 募集案内

趣旨

麻生区内における福祉のまちづくり推進の一環として、ボランティアグループ等の自主的な活動を支援するため、その活動に対して必要経費の一部として助成金を交付します。

1 助成の対象となる団体

(1) 次の事項すべてに該当している団体。

① 麻生区内を活動拠点とし、福祉活動を中心に行っているボランティアグループ及び障害児者などの当事者団体。

② 会則、年間事業計画及び予算書を作成し、会費等による自主財源を基盤として運営を行っている団体。

※自主財源とは、会費・バザーの売上等による自己確保資金のことを指します。

※自主財源は総予算の概ね 3 分の 1 以上を占めていること。

※国・県・市・共同募金・かわさき市民活動センターなどの公的な補助や助成並びに地区社会福祉協議会など本会以外の団体から補助金・助成金等を受けている場合には、その金額の総予算に対する割合が、概ね 3 分の 1 以内となっていること。

③ 定期的に会員を募集しており、その活動が地域に開かれ、定着している団体。

※会員総数は 10 名以上であること。

※会員総数の概ね 2 分の 1 以上が麻生区民であること。

※活動の実績が概ね 1 年以上であること。

④ 新規事業として申請する場合には、過去 5 年間に新規事業として本助成金を受けていない団体。

⑤ 原則として、本会の会員である団体。

※過年度に助成金の交付を受けた団体等が、申請を行うのに際し、本会に未加入の場合には、本会の目的及び趣旨を当該団体等に説明し、加入をご案内いたします。

(2) その他、本会会長が適当と認める団体。

2 助成金額

総助成金額は本会の予算の範囲内により決定します。一団体あたりの助成限度額については次のとおりとします。

(1) 交付する事業の区分

① 新規事業

既に 1 年以上の活動実績のある団体等が、それまでに行ってきた事業とは別に、新たに取り組む事業のことを指します。

② 継続事業

既に 1 年以上の活動実績のある団体等が、それまでに行ってきた事業のことを指します。

※対象となる事業は、本会ボランティアグループ等活動助成要綱別表のとおりとします。

(2) 一団体あたりの助成金額

① 新規事業 会員 10万円まで（非会員として申請する場合は5万円）

② 継続事業 会員 5万円まで（非会員として申請する場合は3万円）

3 助成の対象とする経費

助成金の交付の対象とする経費は当該年度内に終了し、地域福祉に寄与する事業で次の(1)から(4)に該当するものとします。人件費、他の団体または個人への貸出を目的とした備品経費並びに個人給付的な飲食費、宿泊費、入場料及び積立金は対象外とします。

(1) 活動において常時必要な機材の購入にかかる経費の一部

(2) 団体等の主催する、講演会、研修、講座などの開催経費の一部

(3) 年次活動経費の一部

(4) その他、本会会長が適当と認める経費の一部

4 審査及び交付の決定

審査は、本会常任委員会において行い、適当と認めたものについて助成金を交付します。また、継続して申請された場合には、前年度の報告書の内容を勘案の上審査します。

なお、交付の決定内容は文書で通知いたします。助成金は指定された口座に振り込みます。振込の時期は9月上旬から9月中旬を予定しています。

5 助成金の交付を受けた団体等の義務

(1)助成金の交付を受けた団体等は、当該年度内において、申請した内容に変更があった場合、もしくは、本助成の要綱に適合しない内容が生じた場合には、速やかに事務局へ報告してください。事務局は団体等に対し、状況等を確認するとともに助言を行うことがあります。また、助成金を申請内容とは大きく異なり、不当に使用した場合には、助成金の一部もしくは、全部の返還を命ずることがあります。

(2)助成金の交付を受けた団体等は、当該年度終了後、4月20日までに所定の報告書を本会会長あてにご提出していただきます。

6 申請期間

令和7年6月13日（金）午前9時から7月11日（金）午後5時まで
※申請期間を過ぎてからの受け付けはできません。

7 提出方法

申請書類一式を窓口にご持参いただくか、郵送にてご提出ください。
※ご郵送の場合は、申請期間内に必着となるようお願いいたします。

8 提出先

川崎市麻生区社会福祉協議会（福祉パルあさお）
〒215-0004 川崎市麻生区万福寺1-2-2 新百合21ビル1階

9 その他

(1)麻生区社会福祉協議会周知の協力について

本会の周知については、第6期麻生区地域福祉活動計画においても重点項目の一つになっております。この助成金を使用して講座等を開催する場合、あるいはチラシ等を作成する場合には、可能な限り「本〇〇は、川崎市麻生区社会福祉協議会ボランティアグループ等活動助成金を受けて実施しています」など麻生区社会福祉協議会の周知にご協力をお願いします。

(2)麻生区社会福祉協議会の後援名義の使用について

助成金の交付は、麻生区社会福祉協議会の後援名義の使用許可ではありません。講座や研修会等で後援として本会の名称を使用する場合には、別途申請手続きが必要となりますので地域課までお申し出ください。

申請の前に確認してください

申請期間は

6月13日（金）午前9時から7月11日（金）午後5時まで

申請書類一式を麻生区社協の窓口にご持参いただくか、郵送にてご提出ください。

申請書類一式

提出書類（所定の様式に記載してください）

【新規事業の場合】

- ☐ 麻生区社協「ボランティアグループ等活動助成」申請書
- ☐ 新規事業 企画書

【継続事業の場合】

- ☐ 麻生区社協「ボランティアグループ等活動助成」申請書

添付書類（必ず添付してください）

- ☐ 団体の規約、会則、団体の概要を示すリーフレット等活動内容が分かるもの
- ☐ 会員名簿
- ☐ 今年度の事業計画書及び予算書、前年度の事業報告書及び決算書
※前年度に本助成金を交付されており、報告書を提出している団体は、前年度の事業報告書及び決算書を省略することができます。
※上記の書類が含まれている総会資料を添付していただくことも可能です。
- ☐ 会報など定期的に発行している広報誌など

※交付の決定内容は文書で通知いたします。助成金は指定された口座に振り込みます。振込の時期は9月上旬から9月中旬を予定しています。

問い合わせ先

川崎市麻生区社会福祉協議会 地域課

電 話 952-5500

FAX 952-1424

開館時間 月・水・金・土 午前8時30分から午後5時まで

火・木 午前8時30分から午後9時まで

この助成金は共同募金の配分金と麻生区社協賛助会費を主な財源としています。

